いまかね町政だより

發行所　今金町役場
發行人　今金町長　安部鶴雄
編集人　今金町助役　柳太一

町役場機構改革なる

産業課・建設課を統合産業土木課に
出納課は廃止
人事異動も同時に発令

町では今回課の整置統合を行い、従來の總務、産業、建設、出納の四課を、總務・産業土木の二課に改めました。なおこれに伴い、町議會常任委員會條例も改正され、従來の建設委員會を土木委員會に改めました。

右の課の整備に伴い、次の通り人事異動が行われました。

（カッコ内は舊職名）

今金町役場事務分掌

総務課

課長　主事　松田利三郎（新任）
次長　主事　石井　敬吉（財政係長）
庶務係長　主事　戸澤　定勝（庶務係長）
全係　統計兼任　書記補　米世　貞夫（庶務係）
全係　事務補　多田ハツエ（商工係）
厚生係長　書記　石井　俊直（厚生係長）
全　〃　書記補　虻川　宏（厚生係）
全　〃　全　中井　誠司（財政係）
税務係長　財務係兼任　書記　古畑　正勝（財政係）
全係　〃　全　東村　榮吉（統計係長）
課長　主事　太田　篤雄（新任）
次長　技師　辻　博（都市計画係長）
産業係長　書記　鈴木　善八（戸籍係）
全　〃　全　稲垣　武雄（財政係）
全　〃　書記補　今野　佑（財政係）
全　〃　全　吉田　英俊（財政係）
全　出納係兼任　事務補　今村　千万（出納係）
使丁　整宮吉太郎
給仕　関京子

産業土木課

課長　主事　太田　篤雄（新任）
次長　技師　辻　博（都市計画係長）
産業係長　書記　鈴木　善八（戸籍係）
全　〃　書記　久保田常次（農産係長）
土地改良係長　土木係兼任　技師　日野　清輝（土地改良係長）
全係　〃　技手　栗谷　文男（土木係）
全　〃　技術補　愛宕　要（建設課勤務）
土木係長　書記兼技手　有賀正夫（土木係長）
土木係　土地改良係兼務　技手補　高橋　保（土地改良係）
全農業委員會技手　浜田　邦夫（土木係）
畜産係　畜産係兼任　書記　鎌谷　文也（畜産係長）
林務係　全　技手　佐々木　茂（林務係長）
商工係長・畜産兼任　書記補　白山　孝（厚生係）
全　〃　事務補　大東　信子（總務課勤務）
開拓・商工・農産係兼任　書記　久保田常次（農産係長）
土地改良係長　土木係兼任　技師　日野　清輝（土地改良係長）
全係　〃　技手　栗谷　文男（土木係）
全　〃　技術補　愛宕　要（建設課勤務）
土木係長　書記兼技手　有賀正夫（土木係長）
土木係　土地改良係兼務　技手補　高橋　保（土地改良係）
全農業委員會技手　浜田　邦夫（土木係）
全（自動車運轉手）　技手補　大槻　正佑（建設課勤務）
全　土木・建設係兼任　技術補　佐々木春夫（建設課勤務）
建設係長　都市計画係兼任　技手　小西　末春（建築係長）
全　係　技手補　野中勇次（建築係）
全　〃　技術補兼　書記補　大家　勝三（土地改良係）

米の予約売渡しに所得税の減税きまる

『昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律』という長つたらしい成名の法律が、さきの國會を通過しましたが、米作農家にとつては福音をもたらす法律ですのでその内容をのぞいてみましょう

この法律によりますと事前賣渡申込により、結ばれた契約によりまして、本年十年分の課税をする場合に賣渡した場合には四八〇圓を、それぞれ昭和三〇〇圓を、十一月一日から十一日までに賣渡した場合は六〇〇圓を、十一月一日から十日までに政府に賣渡した場合には、正味六〇Kグラム一俵につき九六〇圓を、十月一日から十五日までに賣渡した場合は七二〇圓を、十月十六日から十月三十一日までに賣渡した場合は六農産米を昭和三十年九月三農業所得の收入金額から差引くことになつています。

みんなで作ろう明るい社會

◇◇共同募金運動◇◇

貧しい人に愛の手を！

募金委員が參上の節は是非御協力願います

今金町共同募金委員會

清掃條例ができました

今金市街は特別清掃地域に……生活環境の美化に……御協力を願います……

今度新しく今金町清掃條例が制定されました。

この條例の趣旨は、清掃法の規定により、町當局と町民が協力のもとに汚物を処理し、町内の清潔美観を保持することにより、町民の生活環境を醸生的且つ健康的にすることを目的として作られたものであります以下簡単的にこの條例のあらましを申上げます。

◎町民の義務

土地又は建物の占有者は土地又は建物内外の汚物を清掃し、常に清潔を保持しなければなりません。

◎汚物の定義

この條例で『汚物』とはごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみの死体、その他町長が特に指定したもの。

◎汚物容器の設置

今金町市街は特別清掃地域として指定されて居りますがこの地域内の土地又は建物の清掃義務者は、その土地又は建物内のごみ燃えがら等を各別の容器にこれを集めなければなりません

この容器には、有毒性物質や法定傳染病患者の排せつ物、土石瓦及び燃えがらの類その他危險物、悪臭を發するものは入れられません。

◎便所の構造

便所は、犬の條件を備えなければなりません。但し町長が公衆衛生上支障がないと認めるものはこの限りではありません。

一、便所は、ねずみ及び衛生害虫の出入を防ぎ、便槽は地下水、雨水、光線の侵入及びふん尿の侵出を防ぐ処理を施すこと。

二、便槽の上部周邊は地盤から十五センチメートル以上の高さを保つこと。

三、建物の外部に汲取口を設けること。

四、井戸との距離は、五・五メートル以上とすること

◎汚物容器等の維持管理

清掃義務者は、汚物容器及び便所について雨や雪の侵入、悪臭の發散、ねずみ及び衛生害虫の出入を防止するとともに、消毒剤、殺虫劑を散布する等その衛生的管理につとめつつ、その周圍及び通路の除雪をして汚物の搬出作業に支障のないようにしなければなりません。

◎汚物の処分

特別清掃地域内の清掃義務者が排出する汚物は、町がこれを收集処分をする。

◎汚物取扱業

汚物の收集、運搬及び処分を行うことを業としようとする者は、別に定める様式の申請をして、町長の許可を受けなければなりません

◎大清除の実施

清掃義務者は、町長の定める計画に從い、大清除を實施しなければならない。

◎手数料

町長は汚物の收集及び処分に関し占有者から次の區分により手数料を徴收する但し、手数料の算出賦課方法については、事業年度の始めに町長が告知をします

一、じん芥処理手数料

二、し尿手数料

但し次に掲げる者については手数料を減免することができる。

生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの

その他

◎手数料の納期

手数料は毎年四月一日現在で次の期間に徴收する

一、五月一日から五月三十日迄の一ヶ月間

し尿処理手数料は、その都度徴收する。

なおこの條例に定める汚物の收集、処分については協力団体に委任ができることになつて居ります。

私達の郷土を、傳染病菌のおそれのない、清潔な住みよい町にするために、町民の皆さんの御協力をお願い致します。

付貸を（均平）圓万3～2当反

に内以年15は還償

しまらあのの度制融金保担地農

自作農維持創設資金融通法はさきの國會で制定を見予算も措置されたが、その具体的取扱い方法が示されていないので、制度のあらましについてだけ解説いたします。

農地改革によつて誕生した自作農家が、より充實した農業經營ができるようにならないかぎり、本來の目的を達成したとは言えないわけです。

ところが農業そのものがもつ宿命的矛盾、つまり農産物價格の問題等が未解※決のまいのこされ一朝災害に見舞われるとただでさえ經營が零細化の方向を辿つている現在創設自作農家は、競馬はおろか現狀維持も困難であります。そこで問題となるのは、經營の强化であり、その爲の資金確保である譯です。その解決策として昭和二十六年度に買收實渡方式による『自作農維持資金』の制度が誕生したが、國の財源枠が不足であること、土地評價價格算定の基礎が低くおさえられているなどのため、融資される額は平均四万円程度で、農業經營の生產部門に投資するには半端であるため、生活資金に流れる傾向が多く、再生產資金としての趣旨が失われているところより、農業諸団体が中心となつて制度化と資金枠の擴大を强力に運動を展開した結果、さきの國會で『自作農維持創設資金融通法』として誕生を見、予算枠も二十七億円に增大したのであります。今までの融資狀況と融資の方法について比較すると大体次のとおりであります。

一、二十六年度から二十九年度までの融資額は、全國で約十七億円のうち本道は約一億四千万円

二、農家に對し公庫が保證機を設定し、償還不能の場合は担保の土地が競賣される。

三、貸付額は反當二―三万円（全國平均）である。

四、一戸平均二十万円を最高とし、償還期限は十五年以内とされた。

五、貸付申請書に「農業經營安定計画」を添付して提出することになつた。

六、窓口事務取扱いは未定であるが、普通の金貸しでなく、政策的意圖をもつだけに、農業委員會、農業協同組合、町村などが夫々關與する譯だが、その役割については當局において目下檢討を進めている。いずれにしても資金のルートは、農信連＝農協＝農家と流れ、農業委員會は農業經營安定計画の樹立と實施の指導、意見書の進達を行い貸出の認定通知を行うことに落つく公算が强い模様である。

一、經營規模が小さい農家が農業經營を安定させるために農地や放牧地を買う場合

二、小作農が小作地や小作採草放牧地を買う場合

三、農地または放牧地の相續の際その細分化を防ぐためお金を必要とする場合

四、病氣、負傷、災害等のため、自作地又は自作の放牧地を維持することが困難でその爲お金を必要とする場合

なお、詳しいことは、農業委員會又は農業經營安定計画の樹立と實施の指導、意見書の進達を行い貸出の認定通知を行うことに落つく公算が强い模様である。

ト、次にどういう場合、貸付を受けられるかについて述べますと、



美科河に集團赤痢が發生

十三名全員隔離
予防に萬全を期しましょう

今金營林署美利河事業所の造材飯場から一挙に十三人もの集団赤痢が發生しました。十月二十六日に佐藤醫治さんが、次いで二十八日には加納重蔵さんが、赤痢と診断されました。發生の経路については、まだ判明して居りませんが、多期間に入るようになっても細菌は糞物です。

門間辰太郎　門間太七

の五人の方々がそれぞれ感染赤痢と診断され、直ちに今金の隔離病舎に隔離されました。發生の経路については、まだ判明して居りませんが、多期間に入るようになっても細菌は糞物です。

勝チフス、パラチフス、赤痢、疫痢などの急性傳染病は、その性質の関連性から一括して腸管系傳染病と呼ばれます。が、一般にはこのような病気は多くは發生しないものと考えられています。

毎日じりじりと照りつけて大人でも生水をのみ、時にはアイスキャンデーでもかじりたくなるような頃、蠅がブンブン飛び廻り食物に今金の隔離病舎に隔離されたのような気がしますが、一年間の發生状況の統計をみますと、これは夏に多い、というだけであつて夏だけ出るというものではないことがよくわかります。

全道的にみますと、雪が降つてから春先まで毎日のように、赤痢や腸チフスが各地に發生しています。

結局、これらの病気は、病原菌を排せつする人がいてその菌が体内に入れば發生する譯で、その條件は勿論夏多に関係ないことになります。ただ夏にあつては気温の関係で菌の繁殖が盛んであること、人体の自然免疫力が低下することまた菌のばい介者である蠅が澤山いるということ、更に食物を生で食べる機會が多くなることなどのために澤山の患者が發生するということになるのです。

以上のことから考えますと、多期間は環境條件の影響で患者の集団發生が稀であるということだけで、やはり私達一人一人が飲食物に注意し、手を清潔にしなければならないことには少しも變りがありません。

また多であつても條件さえ揃えば集団發生のおそれがあることになります。

結核、チフテリヤ、インフルエンザ、百日咳等々、多季間に特に注意しなければならない傳染病は非常に澤山ありますが、腸管系傳染病についても決して安心できないことは以上のべた通りです。

(赤痢の予防は清潔が第一)

赤痢を始め、腸管系傳染病の予防については概ね次のとおりですが、先ず第一に清潔にすることが一番大切なことです。

一、手洗いの勵行

用便後や、食前、外出後は必ず手洗いを勵行するようにいたしましょう。

二、蠅の駆除

多は居ませんが、暖くなつて來たら徹底的に蠅の機會を與らなければなりません。

三、飲食物飲料水の衛生

たまの不潔なたべもの、生水の飲食に對する注意特に不潔な販賣食品に對する注意、共同井戸の汚染防止について心掛けましょう。

四、早期受診

下痢發生時の早期受診により、他への傳染防止を圖るように致しましょう

以上のほか、学校給食等についても、最善の衛生觀念が必要とされます。

みんなが、お互いに注意してこの忌わしい傳染病を予防いたしましょう

戰沒遺族に明るいお知らせ

恩給年金がそれぞれ増額

改正された恩給法と戰沒者遺族援護法

昭和三十年八月八日法律第一四三号をもつて傷軍人軍属の普通、一時恩給及び遺族に支給されている公務扶助料など、恩給法の改正と戰没者遺族等援護法による年金、弔慰金支給範圍の擴大など次の通り改正され十月一日から施行になりました。

● 恩給法

○普通恩給

全面的に増額されました

兵の場合、今まで二万二百円でしたが、二万六千六百円となり、六千四百円増額になりました。

○一時恩給

實役七年で一時恩給を受けていた人が、別に七年又は七年未満の在職年数を持つていても、引續いていなかつたため通算されませんでしたが、今回の改正で通算され、普通恩給を受けることができるようになりました。

○公務扶助料

今まで兵の場合二万六千七百六十五円でしたが、八千四百八十円増額になり、三万五千二百四十五円となりました。但し今期分に限り（昭和三十年十月から、昭和三十一年六月まで）四千二百四十円です。

● 遺族等援護法

遺族年金も恩給法の公務扶助料と同額で支給されることになりました。

年金、弔慰金の支給範圍が擴大され、今まで請求できなかつた人も大部分請求できるようになりました。

なお今回の改正により、満州開拓青少年義勇隊員で終戰の年の八月九日から同年九月一日までのうちに業務上かつ戰時災害により、または同年九月二日以後不可抗力で負傷し死亡した時は弔慰金を三万円支給することになりました。

町税納入促進月間

自十一月一日
至十一月三十日

皆さん！納税はお済みになりましたか

町の諸事業を円滑に進めるために是非納期内に納めましょう



一寸の油斷が火事のもと

これからは風が強く空気が乾燥し、火災の危險の最大きな季節です。

あなたの家あなたの職場から火事を出さぬよう火の取扱いには充分注意して下さい。

◇…火事に備えて、風呂桶やバケツに、水を入れておく習慣をつけましょう一ぱいの水が火事を消しとめた實例は少くありません。

◇…御家庭の煙突！煙管の掃除・火の元を常に御注意下さい。

◇…主婦の皆様！お勤みになる前に、もう一度炭火、火元の始末をたしかめましょう。

◇…灰灰を木の容器に入れることは危險です。

× × ×

火元にはなりたくないね　お母さん！

大事な農耕馬を

傳貧から守りましょう

今年も今金町で、馬の傳染性貧血症が十六頭も發生し、それぞれ屠殺処分をされましたが、これは農家の皆さんにとっては大きな痛手であり、何とかしてこの恐ろしい傳貧を防がなければならず、このため町では毎年傳びん檢診を行って居りますが次に傳染性貧血の予防について簡單に申し上げます。

一口に傳貧といわれているが、傳貧とはどんな病氣か。

傳染性貧血とは俗に傳貧といわれる馬の恐しい傳染病で、他の傳染病と違い、予防藥も治療藥もないやっかいな病氣です。この病氣の被害は實に大きく、北海道では毎年數千頭もの馬がこの病氣にかゝり、法律によって殺処分されて尊い命を落しております。

この病氣は強い傳染力を持っている。

傳びんの病毒は病馬の血の中にありこの病血を一滴健康な馬の皮下に注射するとその馬に發病させることができるほどの強い傳染力を持っています。ですから吸血昆虫が病馬から病血を吸い、つぎつぎと健康馬を刺すことによってこの病氣が傳染するのです。

また交尾のとき、雄か雌のいずれかが病氣であれば相手にうつります。

母馬が傳びんに罹っていると胎盤を通して胎兒にうつります。

病母馬の乳をのんだ子馬は乳の中の病毒によりうつります。

傳びんを防ぐには虻やサシバエがたからぬよう、馬体にはBHCや防虫藥を撒いてやること。春秋行われる傳染檢診を必ず受けること。注射器は必ず消毒して使う事。時々馬の体温を計り原因もないのに三十九度から四十度も續のある場合は、一應獸醫師にみてもらう事を實行する時には知事の發行した健康證明書を確かめる事です。



たばこ消費税

皆様の懐中を直接いためずに年に二百万圓以上の收入が生れて学校や道路がよくなります。なぜでしょう！それはたばこを今金町で買うことです。

政府買入米價が決る

売渡し期日別段階に區分

昭和三十年産米の政府買入價格が次のとおりきまりました。

昭和三十年九月三十日まで買渡したもの

玄米（正味六〇粍につき）

一等	四・五〇二圓
二等	四・四五七圓
三等	四・三八二圓
四等	四・三〇七圓
五等	四・一二二圓

昭和三十年十月一日から同月十五日迄のもの

一等	四・二六二圓
二等	四・二一七圓
三等	四・一四二圓
四等	四・〇六七圓
五等	三・八八二圓

昭和三十年十月十六日から同月三十一日迄のもの

一等	四・一四二圓
二等	四・〇九七圓
三等	四・〇二二圓
四等	三・九四七圓
五等	三・七六二圓

昭和三十年十一月一日以降のもの

一等	四・〇二二圓
二等	三・九七七圓
三等	三・九〇二圓
四等	三・八二七圓
五等	三・六四二圓

右の價格は、裸の米穀の價格であって、容器入りの米穀の價格は、この價格に次の金額を加えます。

新俵	二瓩俵　九〇圓
	七〇圓
〃	複式俵　四五圓
〃	一瓩俵　二五圓
古俵	二瓩俵　五〇圓
〃	複式俵　四〇圓
〃	一瓩俵　三〇圓
	かます新かます八〇圓
	古かます五〇圓

今金町　酒・煙草について　消費の實態

昭和二十九年度に於ける今金町の煙草、酒の消費量は次の通りであって、煙草は一戸平均一万六百六十円、酒は一戸平均一万五千三百八十五円となって居り酒は煙草に比べ一戸平均五割程多い狀況です。

煙草は、しんせいが筆頭で斷然多く、次が光、ゴールデンバット、きざみの順で、高級煙草のピースはやはり一番少くなって居ります。

酒は燒酎党が最も多く次いで清酒、ビールの順になって居り合成酒はいささか敬遠されている様です。

例えば一戸で煙草を飲み煙草を吸う人があれば年間その額は二万六千四十五円となり、なかなか大きい額になるものです。

昭和二十九年度　酒煙草の消費調

今金町

煙草　一戸当一〇・六六〇圓

種類	數量	金額
ピース	本 五五二・二五〇	千圓 二・一七六
光	一・七三八・〇〇〇	四・七九七
しんせい	五・五六七・六〇〇	一〇・二四四
バット	二・四三二・八〇〇	三・三五七
その他	一・二七七・四〇〇	二・二〇五
計	一一・五六七・六五〇	二二・七七九

酒　一戸当一五・三八五圓

種類	數量	金額
清酒	石 一九六	千圓 一〇・一六八
合成酒	九八	四・四九九
燒酎	三四九	一二・五六四
ビール	一〇二	三・六二五
雜酒	一七	二・〇二三
計	七六二	三二・八七九